

計 画 書

釜石都市計画被災市街地復興推進地域の決定（釜石市決定）

都市計画釜石東部地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名 称	釜石東部地区被災市街地復興推進地域
位 置	釜石市大町二丁目、只越町二丁目の各全部、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大町一丁目、大町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目、只越町三丁目、天神町、港町一丁目、港町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、新浜町一丁目、新浜町二丁目、大字釜石第1地割、大字釜石第2地割、嬉石町一丁目、嬉石町二丁目、嬉石町三丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、大字釜石第16地割の各一部
面 積	約 62.7ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行なわれる期間満了の日	平成 25 年 3 月 10 日

「区域は計画図表のとおり」

理由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。